

県議会11月定例会は、11月28日に開会し、補正予算案や条例案など17本の議案を可決



背景や問題点

2014年の兵庫県議の号泣会見以後も、領収書の偽造や架空発注などにより、富山市議、埼玉県議、8月には参議院議員との不倫疑惑を報じられた神戸市議の不正が次々に発覚しています。

9月4日、全国市民オンブズマン連絡会議により、政務活動費の情報公開ランキングが発表されました。「住民がどれだけ情報をアクセスしやすいか」と

政務活動費の不正防止について

し、12月15日に閉会しました

の項目について、質疑応答とともに、その背景や問題点などをわかりやすく説明します。

他の質問（国民健康保険、正口ぬ花博）の様子は、井原すがこのホームページ（HP）、県政報告ブログでご覧下さい。

HP : <http://sugako31.sakura.ne.jp/>
ブログ : <http://blog.goo.ne.jp/sugako31gikai>

市民団体の提言

「石国を守る会『風』」という団体は、議員全員の收支報告書と領収書の写真撮影を行い、ホームページに公開とともに、問題点などについて調査を行っています。その結果も踏まえて、

ルール上、議長に質問でき
ないのが残念ですが、行政の
答弁を聞いていて痛感するの
は、責任の所在が明確でなく
知事、議長、議会事務局の間
でたらい回しになつていてい
るのです。山口県議会において



「議会改革検討会議」が設けられ、必要な見直しが行われようとしており、自己改革を進めるることは大切だと思いますが、限界があることも事実です。まず、政務活動費の支給に関する知事の責任を明確にするとともに、外部の第三者機関などが、客観的な立場からチェックする必要があると思います。

質問 知事は、独自にその使用状況をチェックする責任があるのではないか。
また、使用状況が適正かどうかまで踏み込んだ監査委員による定期監査を行うべきではないですか。

議会事務局において、必要な確認がされていると思います。書面など手続きに関する監査を行っていますが、收支報告書に関する調査については、一義的には議長に権限があり、議会事務局に確認を行うことになります。

② 自動車、事務所、人件費等の支払先を事前に登録すること

③ 事後払いにすること

政務活動費に関する権限は、会にあると言われていますが、条例には、知事が政務活動費を交付すると規定されており、字は、知事に最終的な執行責任があることになります。そこで、政務活動費の適正な支給に対し、ある知事の姿勢を質しました。

④ 第三者が、使途の監査を行うこと

愛宕山運動施設について

市民は本当に安心して利用できるのか

背景や問題点

野球場等の運動施設は、日米共同使用とされ、岩国市と米軍との間で現地実施協定が結ばれ、岩国市が運営する都市公園として11月4日に



質問

市民が安心して利用するために、現地実施協定書を公開すべきではないですか。

実施協定書は非公開

① 現地実施協定書の公開について

オープンしています。

しかし、そこが米軍に提供された基地であることに変り

なく、米軍の管理権がどこまで及ぶのか、明確ではありません。そこで、事件や事故、火災などが発生した場合に警察や消防がどのように対応するのかを中心に、県の考え方を質しました。

答弁

岩国市によれば、「米軍の同意が得られなかつたので非公開としたが、その概要版を公表した」とのことです。

② 警察や消防の対応について

米軍人が絡む事件や事故、火災などが発生した場合に、警察や消防はどのように対応するのですか。

答弁

米軍に提供されてもいるが、米軍が警備していない区域であり、必要な警察権を行使できると考えています。

③ 政治的活動の禁止について

ます。



「国の責任において・・」

本会議での質問に対する県の答弁で、頻繁に使われる言葉に「国の責任において」というのがあります。今議会でも私の質問に対して、10回近く使われました。つまり、山口県は関係ない国の責任だと逃げているのです。県がこんな無責任な姿勢では、県民として頼るところがなくなってしまいます。

知事選を目前にして

知事選を約2か月後に控えたこの議会では、知事をほめたたえる知事与党側からのメッセージのオンパレードでした。本会議での質問の前後に歯の浮くような喧伝をしなくてはいけないのでしょうか。

井原すがこ後援会事務所

郵便 740-0017

住所 岩国市今津町4-11-20

コード番号 1階

電話 0827-21-9808

井原すがこ後援会のHPアドレス

<http://sugako31.sakura.ne.jp/>

日本の警察や消防が対応するとすれば、その範囲や内容などについて日本と米国との具体的な協議、合意が必要だと思われますが、協定書本体は非公開（理由は、米軍の要請とされるが疑問）とされ、明確な法的根拠も示さないでは、市民はとても安心して利用できるという状況ではないと思います。

また、市内の他の公園では自由に政治集会ができるのに、ここでは、憲法に保障された政治的活動ができないというのではなく、市公園とは言えないと思います。

この件に関して、警察と米軍との協議は行っていません。消防については米軍と調整を行っています。

市議会で可決されたもので、市において適切に判断されたと考

近くにお越しの節は
どうぞお立ちよりください。